

◆ 市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体・グループ・NPO等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

◆ 対象となる事業について

- (1) 男女協働参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

◆ 協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市立男女共同参画センター条例または同条例施行規則を遵守していること

◆ 企画会議について

企画会議は、3回程度開催し、企画委員と男女共同参画センター事業推進委員（部会）で構成されます。

◆ 企画委員の報酬について

企画委員には、日額2,000円の報酬を4回限度としてお支払いします。

◆ 応募方法について

男女共同参画センター・イコーラムのホームページからお申込みください。
申込み確認後、応募用紙等をメールで送ります。

◆ 選考について

実施要綱に基づき選考のうえ、応募者に通知します。

◆ 実施報告について

事業終了後、速やかに市民協働事業実施報告書を男女共同参画センター・イコーラムに提出していただきます。